

土砂災害警戒区域の指定案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定しようとする区域名称

- ・ 岩宮（1）（116010087）

令和6年12月3日付け兵庫県公報第572号登載の該当公告（別紙1）に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	

3 公表資料の公表期間

令和7年2月21日から令和7年8月21日まで

兵庫県公報

令和6年12月3日 火曜日 第572号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	2
○ 保安林の指定予定（治山課）	2
○ 同上（同）	3
○ 同上（同）	3
○ 同上（同）	3
○ 同上（同）	4
○ 同上（同）	4
○ 同上（同）	4
○ 同上（同）	5
○ 同上（同）	5
○ 同上（同）	6
○ 同上（同）	6
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請の概要（環境整備課）	6
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請の概要（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	8
公 告	
○ 落札者等の公示（県立総合衛生学院）	9
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同上（同）	12
○ 同上（同）	13
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	14
○ 落札者等の公示（物品管理課）	15
○ 旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（但馬県民局）	15
病院局公告	
○ 入札公告	16
教育委員会公告	
○ 入札公告	21
警察本部公告	
○ 入札公告	24
○ 同上	26
○ 同上	29

告 示

兵庫県告示第1049号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和6年12月3日

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

従前地			一時利用地		
所在及び地番	地目	面積（平方メートル）	仮地番	地目	面積（平方メートル）
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1452番1	田	1,518	35番	田	1,349
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1455番1	田	521	84番1	田	853
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1457番1	田	1,698	84番2	田	1,758
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1475番2	田	447			
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1476番2	田	1,077			
兵庫県南あわじ市倭文長田字名草1476番6	田	633			

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和7年4月1日	2年	2,372円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年12月17日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年12月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩宮(1) (116010087)	三木市岩宮(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月11日(水)から同月25日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所
〒679-1431 加東市社1075-2

(3) 提出期限

令和6年12月25日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月23日(日)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に係る届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エピスタ西宮
所在地 西宮市田中町1番6号、26号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	久須勇介

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	秦 雅 夫

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	久須勇介

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名